（認定の通知等）

第十五条　経済産業大臣は、法第七条の四第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を記載した書面により、その旨を認定申請者に通知するものとする。

2　法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、日スイス協定にあっては、次のとおりとする。

一　認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類（別表の第二号上欄ホにおいて「仕入書等」という。）であって当該物品について特定できるように記述したものに、日スイス協定附属書二の付録三に定める申告文を押印又は印字することにより、第二種特定原産地証明書を英語で作成すること。

二　第二種特定原産地証明書は、スイス連邦の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

（認定の有効期間）

第十六条　法第七条の五第一項の経済産業省令で定める期間は、法第七条の四第一項の認定をした日から三年とする。

2　前三条の規定（第十四条第一号を除く。）は、法第七条の五第一項の認定の更新に準用する。

（名称等の変更の届出）

第十七条　認定輸出者は、法第七条の六の規定による届出をするときは、様式第二十四の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定輸出者の帳簿）

第十八条　法第七条の七の帳簿は、別表の第一号上欄に掲げる事項を記載した帳簿（次項において「第一号帳簿」という。）にあっては認定輸出者ごと、別表の第二号上欄に掲げる事項を記載した帳簿（次項において「第二号帳簿」という。）にあっては証明の用に供した第二種特定原産地証明書ごとに作成し、同表の上欄に掲げる事項を記載した帳簿ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

2　前項の場合において、認定輸出者が法人その他の団体であるときは、第一号帳簿にあっては本店又は主たる事務所、第二号帳簿にあっては当該第二号帳簿に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、備え付けなければならない。

3　法第七条の七の第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定輸出者が個人である場合　別表の第一号上欄（ハを除く。）及び第二号上欄（ロを除く。）に掲げる事項

二　認定輸出者が法人その他の団体である場合　別表の第一号上欄及び第二号上欄に掲げる事項（本店又は主たる事務所と第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所が同一であり、かつ、他に第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所がない場合にあっては、同表の第一号上欄ハを除く。）

（第二種原産品誓約書の作成）

第十九条　法第七条の八第一項の第二種原産品誓約書には、当該第二種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約する旨及び次に掲げる事項を記載するものとする。

一　第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

二　第二種原産品誓約書の交付年月日

三　物品の品名及び当該物品に係る関税番号

四　第二種原産品誓約書が作成された物品に係る経済連携協定の名称

（第二種特定原産地証明書に係る特定原産地でなかったこと等の通知期間）

第二十条　法第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間は、同項第一号に掲げる事実にあっては三年、同項第二号に掲げる事実にあっては一年とする。

（第二種特定原産地証明書に係る軽微な事実）

第二十一条　法第七条の九第一項の経済産業省令で定める軽微な事実は、同項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、記載内容の正確性を失わない範囲のものとする。

（第二種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第二十二条　法第七条の十第一項の第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　第二種特定原産地証明書の写し

二　当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第二種原産品誓約書

2　法第七条の十第一項の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

3　法第七条の十第二項の第二種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第二種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。

4　法第七条の十第二項の経済産業省令で定める期間は、当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成の日から起算して三年を加えた期間とする。

（身分を示す証明書）

第二十三条　法第七条の十二第二項に規定する証明書は、様式第二十五によるものとする。

（認定の取消しの通知）

第二十四条　経済産業大臣は、法第七条の十三第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

別表（第十八条関係）

一　作成した第二種特定原産地証明書ごとに次に掲げる事項 イ　作成した年月日 ロ　作成に係る物品の品名 ハ　作成した事務所の所在地	イの末尾に記載された日から起算して三年
二　証明の用に供した第二種特定原産地証明書に関する次に掲げる事項 イ　第二種特定原産地証明書を作成した年月日 ロ　第二種特定原産地証明書を作成した者の氏名 ハ　第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名、数量及び関税番号 ニ　第二種特定原産地証明書が作成された物品の輸入者の氏名又は名称及び住所 ホ　第二種特定原産地証明書の作成の用に供した仕入書等に識別のための番号が記載されている場合にあっては、その番号 ヘ　第二種特定原産地証明書の作成に当たり、第二種原産品誓約書の交付を受けた場合にあっては、次に掲げる事項 (1)　第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに第二種原産品誓約書交付者が法人その他の団体である場合にあっては、その代表者の氏名 (2)　第二種原産品誓約書の交付を受けた年月日	第二種特定原産地証明書の作成の日から起算して三年

様式一の次に様式一の二として次の様式を加える。

様式第一の二（第三条関係）

第一種原産品誓約書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（ふりがな）
住　所